

わかことワカルの少年法 第10回

今月のテーマ：家庭裁判所での審判ⁱ

今回のテーマは「審判」です。よくドラマなどで見る、裁判風景が思い浮かぶと思います。でも、少年事件の審判は実はこれとかなり違います。じゃあ、どんなふうに違うのでしょうか？ そんなことを扱います。

ワカル： 今月からようやく審判だね～

わかこ： ほんと、長かったあ。審判ってどんな感じなのかな。

ワカル： みんな裸で雲の上に乗ったり・・・

わかこ： それは、ミケランジェロ！！

<まずは、大人の場合から・・・>

前回の復習をかねて、まず大人の裁判がどうなっているかをごく簡単に説明していきましょうⁱⁱ。

憲法 37 条 1 項 （刑事被告人の権利）

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

憲法 37 条 1 項

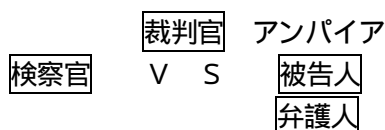
刑事裁判ではすべて、被告人は、公平な裁判所の、迅速な、公開の裁判を受ける権利がある。

公平な裁判所による公開裁判を受ける権利

憲法 37 条 1 項は、被告人に対して公平な裁判所による公開裁判を受ける権利を保障しています。では、このことは刑事裁判の仕組みにどのように反映されているのでしょうか？ それを見ていきましょう。

公平な裁判を実現するための対審構造

前号で書いた通り、大人の刑事事件の場合は、検察官 V S 被告人 & 弁護士という形で裁判がされるのでしたよね。これを、対審構造とか当事者主義的訴訟構造と言いました。分かりやすく例えて言えば、処罰を求める検察官とそれを避けたい被告人・弁護士とが戦って、裁判官はアンパイアとして軍配を下すという構造になっているのです。



なぜこうなっているのでしょうか？

それは裁判を公平に行うためです。例えば、裁判官が

検察官とグルだったとしましょう。当然裁判は公平に行われるわけがありません。そうすると、被告人は無実の罪で刑罰を科せられることになるかも知れず、被告人の生命・身体などの人権はないがしろにされてしまいます。それを避けるために、公平な裁判所による裁判を受ける権利を保障しているというわけです。

他にもある、公平な裁判を実現するための工夫

その他、公平な裁判を実現するための工夫は刑事裁判のところどころに見られます。例えば、検察官は被告人を追及するとき、前科などを書面に記載してはいけません。裁判官に不当な偏見を抱かせ、公平な裁判を実現できなくなるおそれがあるからですⁱⁱⁱ。また、例えば拷問によって得られた自白は証拠として認められないことになっています^{iv}。他にも、例えばまた聞きの証言はそれが真実であるか分からないので、原則として証拠として提出することができないことになっています^v。

他にもまだまだあります。このように、刑事裁判では公平な裁判を実現するために、さまざまな配慮がなされているんですね。

<子どもの場合は・・・>

少年法 22 条（審判の方式）

審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

審判は、これを公開しない。

（以下略）

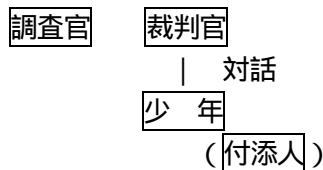
少年法 22 条

審判は、わかりやすく、なごやかに行うとともに、非行少年に対して反省させるようなものでなければならない。

審判は非公開で行われる。

少年審判は対話のための構造

少年の場合は、裁判官と少年が向き合って話すだけで、他に検察官もいませんし（原則です。詳しくは後述）、付添人もいない場合が多いのでしたよね。これを難しく言うと職権主義的審問構造と呼ばれますが、ここではわかりやすく「対話構造」とでも名付けておくことにしましょう。



このように、審判の構造は大人の場合と全く違ってきます。これはなぜでしたっけ？ 思い出せない人のために前回の話をもう一度書きます。

- ・裁判官と少年との対話を通して、単なる非行の責任追及でなく、少年に対する教育的働きかけによる改善更生を促す。
- ・スピーディに審判を進めることで、少年に対する審判の心理的圧迫を少なくする^{vi}。

特に1つめの利点に主眼があると言えるでしょう。つまり、裁判官と少年が対話することによる審判やそれに続く保護処分^{vii}の教育的効果をねらって、このように大人と違う審判構造がとられているのですね^{vii}。

特に、少年事件では少年の要保護性も保護処分を決める重要な要素になります。対話による審判は要保護性の判定でも大事です。

なお、「非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」という部分は2000年の改正で加えられたものですが、少年との対話による教育的働きかけという従来の運用を特に変更するもので

はないと考えられています^{viii}。

少年審判は非公開・・・それって違憲！？

もう一つ、大人の事件と全く違うのは、少年審判が非公開で行われるということです。あれれ、さっき憲法 37 条 1 項に公開裁判の原則が定められていたましたが、これに反しないことにはならないのでしょうか？

これに対しては多くの疑問を投げかける声があることは事実ですが^{ix}、反しないと考えられています。

その理由は、まず一つに、少年審判は発展途上にある少年の立ち直りを目指して行われるので、少年の社会復帰を妨げないよう、少年が非行を犯したこと自体を秘密にするためです。

また、少年審判では非行事実の認定のみならず要保護性の認定も行われますから、審判の過程で少年の生育歴などのプライバシーが明らかにされます。とすれば、これを公開して少年のプライバシー権を侵害し、立ち直りを妨げることになっては困ります。

さらに、先ほど書いた通り審判の過程でプライバシーが明らかにされることになれば、少年やその周囲の人々は審判に協力して率直に発言してくれなくなるかも知れません。これでは審判が成立しなくなってしまいますね。そういう理由からです。

実は不公平な少年審判

大人の場合には、公平な裁判を実現するために、対審構造の裁判が行われるし、それ以外にもさまざまな工夫があると書きました。実は、少年審判は対審構造でもないし、それ以外にも大人の場合のような工夫はありません。つまり、例えば家庭裁判所に事件が送られてきたとき、裁判官は事件の記録はもちろん、少年の非行歴なども知ることができます。これでは裁判官が不当な偏見を

抱いてしまい、公平な裁判が実現できないのではないのでしょうか？

実はその危険性は十分にあります。何しろ、少年が家庭裁判所に送られてきたとき裁判官は捜査側の書類を全て見る事ができますから、いわば「こいつはクロだな」から出発するわけです。ここで、もし裁判官が少年を捜査側の書類を無批判に受け入れて厳しく問い詰めるような姿勢で審判に臨めば、対話による教育的働きかけができないどころか、少年が無実の非行で処分されてしまう可能性さえあるのです。

そこで、少年審判では、真実を発見して無実の非行で処分されることがないようにするために、「審判が、捜査からの嫌疑の継承ではなくて、捜査の結果に対する批判的な判断から出発するという性質を意識すること」^xが重要であると言えるでしょう。裁判官には、少年との対話を通じて捜査側の資料を調べ「こいつはクロだな」をもう一度検証するという役割が期待されているのです。

ただし、このことは少年法にはっきりと書いてあるわ

けではありません。つまり、このような運用が制度的に担保されているわけではないのです。これは問題かもしれませんね。

< 検察官関与制度について 次回予告 >

今回は申し訳ありませんが、時間の都合でここまでにとどめたいと思います。次回は、2000年改正によって導入された検察官関与制度について説明していきます。この部分は改正に際して特に議論のあったところですので、丁寧に解説したいと思っています。次号をお楽しみに。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修： 石井 小夜子、津田 玄児)

ⁱ この章全体を貫く参考文献として、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001) 服部・佐々木『ハンドブック少年法』(明石書店、2000) 新保・伊藤『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001) 団藤・村井ほか『ちょっと待って少年法「改正」』(日本評論社、1999) がある。

ⁱⁱ あまりに簡単に申し訳ないですが、紙面の都合で少年審判の説明に必要な知識をその限度で簡単に説明するにとどめています。さまざまな解釈上の疑義はあるものと思いますが、ご容赦ください。

ⁱⁱⁱ 起訴状一本主義(刑事訴訟法 256 条 6 項)

^{iv} 不任意自白の排除(憲法 38 条 2 項、刑事訴訟法 319 条 1 項)

^v 伝聞法則(憲法 37 条 2 項、刑事訴訟法 320 条以下)

^{vi} 憲法 37 条 1 項参照。

^{vii} 北京ルールズ 14 条 14.2 参照

^{viii} 前掲田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』

^{ix} 黒沼『少年法を問う』(講談社現代新書、2000)

^x 守屋『現代の非行と少年審判』(勤草書房 1998)